

# 石綿に係る法規等

石綿（アスベスト）とは、法的に、繊維状を呈しているクリソタイル（温石綿、白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類としている。

このうち、アモサイト、クロシドライトは有害性が高いことから平成7年4月に法的に禁止になった。さらに、一部の石綿製品（建材、摩擦材、接着剤）については、平成16年10月1日から、また、平成18年9月からは全面的に輸入・製造・使用等が禁止となった（例外的に当分の間、限定業種の特定用途で使用できる製品は、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/hou20-349c.pdf> 参照)。

このような背景の中、今後も増大すると予想される建築物の解体/改修における石綿製品の除去等についての作業の厳格な管理が必要となってくる。当協会では、石綿の厳格な管理を願って、平成5年に「石綿に係る法規等」を作成し、その後法令等の改正に伴い、改訂してきた。この度、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令が施行（平成21年4月）されたため、平成21年4月版として改訂した。ご活用いただければ幸いである。尚、実用的に使用されたものは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトであるとされてきたが、最近になり、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出されたとの報告がある。

## 1. わが国の石綿に係る法規等

現在、わが国における石綿の規制は、労働者の健康障害の予防を目的にしたものと一般環境の保全並びに公害の防止を目的としたもの等がある。なお、ここでは、特に解体に係る法規等を中心に解説する。

### 1.1 労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則（厚生労働省）

労働安全衛生法（略称：安衛法）は、労働災害防止に関する総合計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な作業環境の形成を促進することを目的としている。

特に石綿に係る事項には、製造等の禁止、名称等表示、健康管理手帳などがあり、表1はその概要である。

表1 安衛法・同施行令・労働安全衛生規則（略称：安衛則）の概要

安 衛 法	同 施 行 令	安 衛 則
製造等の禁止(第55条)	製造が禁止されている有害物等(第16条第一項) 4号 石綿 9号 石綿含有率0.1重量%を超えるもの	
健康管理手帳(第67条)	健康管理手帳を交付する業務(第23条) 3号 粉じん作業に係る業務 11号 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務 <sup>1)</sup>	健康管理手帳(第53~60条) *交付要件： ① じん肺法第13条第2項等の規定より決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること(第3号) ② 両肺野に石綿による不整形陰影又は石綿による胸膜肥厚があること(以下 第11号) ③ 下記の石綿等の製造、取り扱い業務に1年以上従事し、かつ初めてのばく露から10年以上経過している場合 ・石綿等の製造作業 ・石綿含有吹付け材の吹付け又は除去等の作業 ・石綿含有保温材等の張付け又は除去等の作業 ④ ③以外の石綿等を取り扱う作業に10年以上従事していた場合 ⑤ 厚生労働大臣が定める要件に該当する場合
計画の届出等(第88条)		計画の届出をすべき機械等(第88,90条) *石綿含有吹付け材の除去作業に係る計画の届出

注) 文書の交付等（法第57条の2）については、石綿の使用が禁止となったことから、条文から削除された（一部製造等が許可される製品については、文書の交付が必要）。

1) 石綿等の製造又は取扱いが行われ、石綿の粉じんが発生する作業場内における業務。間接ばく露する場合。

**1.2 石綿障害予防規則 (厚生労働省)**

石綿則では、石綿による労働者の肺がん、中皮腫等の健康障害を予防するため、作業方法の改善、関係施設の改善等の必要な措置を講じ、石綿によるばく露の程度を最小限度にするよう努めることになっている。

本規則では、解体等の業務に係る措置を中心に石綿及び石綿含有製品を製造又は取り扱うときの管理基準を定めている。概要を安衛法との関係でみると表 2 のようになっている。

**表 2 安衛法・石綿則の概要**

安 衛 法	石 綿 則	
作業主任者(第 14 条) <sup>注)</sup>	作業主任者の選任(第 19 条)、作業主任者の職務(第 20 条)、石綿作業主任者技能講習(第 48 条の 2)	
事業者の講ずべき措置等(第 20 条～25 条の 2)	事前調査(第 3 条)、作業計画(第 4 条) 吹き付けられた石綿等の除去に係る措置(第 6 条) 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置(第 7 条) 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置(第 10 条) 作業に係る設備等(第 12 条) 石綿等の切断等の作業に係る措置(第 13, 14 条) 立入禁止措置(第 15 条) 局所排気装置等の要件、稼動(第 16, 17 条)、除じん(第 18 条) 定期自主検査を行うべき機械等の点検、補修等(第 24～26 条)	休憩室(第 28 条) 床(第 29 条) 清掃の実施(第 30 条) 洗浄設備(第 31 条) 容器等(第 32 条) 使用された器具等の付着物の除去(第 32 条の 2) 喫煙等の禁止(第 33 条) 掲示(第 34 条) 作業の記録(第 35 条) 呼吸用保護具(第 44～46 条)
定期自主検査(第 45 条)	定期自主検査を行うべき機械等(第 21～23 条)	
安全衛生教育(第 59 条)	特別の教育(第 27 条)	
作業環境測定(第 65 条等)	作業環境測定、評価等(第 36～39 条)	
健康診断(第 66 条等)	健康診断の実施、記録、報告等(第 40～43 条)	
報告等(第 100 条)	作業の届出(第 5 条)	

注) 労働安全衛生法施行令第 6 条 23 号：作業主任者を選任すべき作業として、石綿重量の 0.1%を超えて含有する製剤を取り扱う作業  
労働安全衛生規則第 18 条：作業主任者の氏名等の周知  
石綿を取り扱う業務に従事した者が受診する健康診断には、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断がある。

**石綿則で適用除外となる事項**

- 1) 石綿の含有量が 0.1 重量%以下のときの適用除外  
石綿の含有量が 0.1 重量%以下の製品を取り扱うときには、関連条項は適用除外となる。その項目は作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断、掲示及び表示、作業の記録、湿潤化、休憩室、洗浄設備、呼吸用保護具等がある。なお、石綿則で適用を除外された事項であっても、粉じん障害防止規則の規定を受ける場合がある。
- 2) 局所排気装置の設置の適用除外
  - ①局所排気装置の設置が著しく困難な場合や臨時の作業を行う場合(第 12 条第 1 項)。ただし、労働者の健康障害を予防するための全体換気装置や湿潤な状態にする等の措置が必要である(第 12 条第 2 項)。
  - ②粉じんの発散源が屋外にある場合(第 12 条第 1 項)
- 3) 石綿粉じんばく露のおそれのない取扱い作業の適用除外  
石綿成形品で、切断等を伴わない単純な取付け作業(建築物の内外装や機械装置ダクト、パイプ等の作業)等は、「発じんのおそれがなく石綿粉じんによる労働者の身体がばく露されるおそれのない作業」と判断されるため、石綿則でいう「石綿を取り扱う作業」に該当しない。  
したがって、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施及びその他の規定はほとんど適用を受けない。(労働省通達昭和 50 年基発第 110 号の記の 1 の(6))

**1.3 作業環境測定法・同施行令・同施行規則 (厚生労働省)**

作業環境の測定に関し、作業環境測定士の資格、作業環境測定機関等について、必要な事項を定めている。

- 作業環境測定基準第 10 条の 2 (石綿の濃度の測定)：石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場(安衛施行令第 21 条第 7 号)
- 作業環境評価基準……管理濃度 石綿 0.15f/cm<sup>3</sup>

**1.4 じん肺法・同施行規則（厚生労働省）**

粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をじん肺という。

このじん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講じることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的として、じん肺法が制定されている。表 3 はその概要である。

**表 3 じん肺法・同施行規則の概要**

じん肺法	同施行規則
定義(第 2 条)	粉じん作業(第 2 条)、別表(第 24 号)
じん肺健康診断(第 3 条)	胸部に関する臨床検査(第 4 条)、肺機能検査(第 5 条) 結核精密検査(第 6 条)、結核以外の合併に関する検査(第 7 条)
エックス線写真の像及びじん肺管理区分(第 4 条)	
じん肺健康診断の実施(第 7～11 条)	就業健康診断の免除(第 9 条)、一部省略(第 10 条) 定期外健康診断(第 11 条)、離職時健康診断(第 12 条)
じん肺管理区分の決定(第 12～20 条)	じん肺管理区分の決定通知等(第 16～19 条)
健康管理のための措置(第 20 の 2～23 条)	作業の転換(第 26, 27, 28 条)、転換手当の免除(第 29 条)

\* じん肺法が適用される石綿作業(じん肺法施行規則別表第 24 号)とは、石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

**1.5 大気汚染防止法・同施行令・同施行規則の概要（環境省）**

大気汚染防止法（略称：大防法）は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。本法のうち、石綿を含む建築物、工作物の解体等に係る法等の概要を表 4 に示す。

**表 4 石綿を含む建築物、工作物の解体等に係る大防法・同施行令・同施行規則の概要**

大防法	同施行令	同施行規則
定義「特定粉じん」(第 2 条第 9 項)	「特定粉じん」石綿(第 2 条の 4)	
特定建築材料(第 2 条第 12 項)	吹付け石綿 <sup>注)</sup> (第 3 条の 3 第一号) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号を除く)(第 3 条の 3 第二号)	
特定粉じん排出作業(第 2 条第 12 項)	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業(第 3 条の 4 第一号) 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業(第 3 条の 4 第二号)	
特定工事に対する注文者の配慮(第 18 条の 19)		
特定粉じん排出等作業実施の届出(第 18 条の 15) *作業 14 日前までに届出		特定粉じん排出等作業実施の届出(第 10 条の 4)
特定粉じん排出等作業基準(第 18 条の 14)		特定粉じん排出等作業実施時の掲示板の設置(第 16 条の 4 第一号) 措置(第 16 条の 4 第二号、別表第 7) ・掻き落とし、切断、破砕する場合(別表第 7 の一)：隔離、負圧、HEPA フィルタ付負圧・集じん排気装置、湿潤化等 ・掻き落とし、切断、破砕しない場合(別表第 7 の二)：養生、湿潤化等

注) 大防法で定義される吹付け石綿とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石）及び石綿含有吹付けパーライトをいう。

大防法の特定粉じん（石綿）における適用について

- 1) 成形板を解体する場合  
「特定建築材料」に該当しない成形板については適用されないが、石綿則による湿潤化、関係者以外の立入禁止措置等は必要となるので、注意のこと。
- 2) 解体する対象に触れないで除去等を行う場合  
この場合は適用されない。
- 3) グローブバッグを使用する場合  
グローブバックにより、隔離と同等以上の効果を有する措置とみなされる。

1.6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則（環境省）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法）は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物処理法では、産業廃棄物について、通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分している。

特別管理産業廃棄物に該当する石綿を含む廃棄物とは、建築物又は工作物から除去された吹付け石綿（石綿含有吹付け材のこと）、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材の廃棄物をいう。これらを「廃石綿等」といい、その具体的な取り扱いにつき、廃棄物処理法・施行令・施行規則で定めている。その概要を表5に示す。

また、建築物又は工作物から除去された石綿を含むスレートやビニル床タイル等の成形品は、産業廃棄物（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず又は廃プラスチック類）の「石綿含有産業廃棄物」として扱う必要があり、その概要を表6に示す。

これら以外から発生した石綿を含む産業廃棄物の取り扱いについての概要を表7に示す。

表5 「廃石綿等<sup>注</sup>」に係る廃棄物処理法・同施行令・同施行規則の概要

廃棄物処理法	同施行令	同施行規則
定義「特別管理産業廃棄物」(第2条第5項)	廃石綿等(第2条の4第5項へ)	廃石綿等の範囲(第1条の2第7項)
保管の基準「特別管理産業廃棄物保管基準」(第12条の2第2項)		特別管理産業廃棄物保管基準(第8条の13)
管理体制「特別管理産業廃棄物管理責任者」(第12条の2第6項)		特別管理産業廃棄物保管責任者(第8条の17)
帳簿の備付け、保存(第12条の2第12項)		事業者の帳簿記載事項等(第8条の18)
委託処理(第12条の2第3項)	処理委託(第6条の6)	処理委託(第8条の14, 15, 16, 16の2, 16の3, 16の4)
産業廃棄物管理票(マニフェスト)(第12条の3)		産業廃棄物管理票の交付(第8条の20, 21)

注) 廃石綿等とは、①石綿建材除去事業により建築物等から除去された吹付け石綿（吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト）、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材と除去事業で使用された石綿が付着しているおそれのある道具等、②大防法に定められた特定粉じん発生施設が設置されている事業場の集じん施設に集められた石綿と使用した道具等 の廃棄物をいう。

\*最終処分場では、「廃石綿等」を埋めた位置を示す図面を作成すること(規則第12条の11第2項)。

表 6 「石綿含有産業廃棄物<sup>注</sup>」に係る廃棄物処理法・同施行令・同施行規則の概要

廃棄物処理法	同施行令	同施行規則
定義「産業廃棄物」(第 2 条第 4 項の 1)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(第 2 条第 7 号) がれき類(第 2 条第 9 号)	石綿含有産業廃棄物(第 7 条の 2 の 3)
保管の基準「産業廃棄物保管基準」(第 12 条第 2 項)		産業廃棄物保管基準 *「石綿含有産業廃棄物」が含まれることを表示。(第 8 条第 1 号ロ(ロ)) *「石綿含有産業廃棄物」の措置：他のものと混合させない、飛散させないこと。(第 8 条第 4 号)
管理体制「産業廃棄物処理責任者」(第 12 条第 6 項)		
帳簿の備付け、保存(第 12 条第 11 項)		事業者の帳簿記載事項等(第 8 条の 5 表の備考欄)
委託処理(第 12 条第 3 項)	処理委託(第 6 条第 1 項第 1 号ロ、ニ、ハ、第 2 号ニ、第 3 号ヨ)	処理委託(第 8 条の 2, 3)
産業廃棄物管理票(マニフェスト)(第 12 条の 3)		産業廃棄物管理票の交付(第 8 条の 20 第三号、第 8 条の 21 第十一号) *「石綿含有産業廃棄物」が含まれていること及びその数量を記載。

注) 石綿含有産業廃棄物とは、工作物(建築物を含む)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 重量%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

\*最終処分場では、「石綿含有産業廃棄物」を、一定の場所に埋め、その量を記録し、埋めた位置を示す図面作成すること(規則第 12 条の 11 第 2 項)。

表 7 「廃石綿等」及び「石綿含有産業廃棄物」以外の石綿を含む産業廃棄物に係る廃棄物処理法・同施行令・同施行規則の概要

廃棄物処理法	同施行令	同施行規則
定義「産業廃棄物」(第 2 条第 4 項の 1)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(第 2 条第 7 号) 廃プラスチック類(第 2 条第 13 号)*	
「産業廃棄物保管基準」(第 12 条第 2 項)		産業廃棄物保管基準(第 8 条)
管理体制「産業廃棄物処理責任者」(第 12 条第 6 項)		
委託処理(第 12 条第 3 項)	処理委託(第 6 条第 1 号ロ、ニ、ハ、第 2 号ニ、第 3 号ヨ)	処理委託(第 8 条の 2, 第 8 条の 3)
産業廃棄物管理票(マニフェスト)(第 12 条の 3)		産業廃棄物管理票の交付(第 8 条の 20, 21)

注) 石綿ジョイントシート、石綿ガスケットシート等が該当

### 1.7 建築基準法 (国土交通省)

建築基準法により、飛散のおそれのある石綿含有建材の使用を禁止するため、以下に示す規制等を実施する必要がある。なお、封じ込めに使用する薬剤については、告示(平成 18 年国土交通省告示第 1168 号)で、性能要件が定められている。

- ①吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールについては(平成 18 年国土交通省告示第 1172 号)、増改築、大規模な修繕・模様替え時には、当該部分は除去、当該部分以外については以下のように石綿等の措置を行うことが義務付けられている。(令第 137 条の 4 の 3)

増改築部分の床面積が増改築前の 1/2 超 : 除去

増改築部分の床面積が増改築前の 1/2 以下 : 除去、封じ込め又は囲い込み

大規模な修繕・模様替え時 : 除去、封じ込め又は囲い込み

- ②石綿繊維の飛散の恐れがある場合には、飛散防止についての勧告・命令、報告聴取・立入調査、定期報告制度による閲覧等を実施する。

### 1.8 宅地建物取引業法・同施行規則 (国土交通省)

宅地建物取引業法及び同施行規則により、建物の売買、交換又は貸借の契約に際して、当該建物について、石綿使用の有無について調査結果が記録されているときは、その内容を書面で説明する必要がある。(則第 16 条の 4 の 2)

### 1.9 建築リサイクル法 (国土交通省)

建設リサイクル法の特定建設資材となる石綿製品は、現状ではない。しかし、特定建設資材に石綿製品が混入すると特定建設資材のリサイクルができなくなる。従って、建築物等の解体等においては、石綿製品の分別を確実に実施することが必要である。(則第 2 条)

### 1.10 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (国土交通省)

住宅の品質確保の促進等に関する法律のにおいて、住宅性能表示制度が制定されており、既設住宅の吹付け材を基本として、石綿の有無の調査及び室内石綿粉じん濃度の測定方法が示されている(濃度基準はない)。

## 2. 石綿を含む建築材料の解体等に係る主要法規等

石綿等を含む建築物・工作物(以下 建築物等と称する)の解体・改修・(破碎)工事(以下 解体等と称する)について、特に関わりの深い法規等を一覧表として取りまとめ、表 8 に示す。

また、解体等に関する参考資料を以下に示す。

「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(日本石綿協会 平成 20 年 2 月改訂、ホームページに掲載)

「目で見えるアスベスト建材」(国土交通省ホームページ)

「石綿(アスベスト)含有データベース 2008 年 3 月版」(<http://www.asbestos-database.jp/>)

「新版建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会 平成 21 年 4 月改訂)

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」(日本作業環境測定協会 平成 19 年 6 月改訂)

「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」(日本建築センター 平成 18 年 9 月)

「建築改修工事監理指針 平成 19 年版」(建築保全センター 平成 19 年 12 月改訂予定)

「建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成 18 年版」(公共建築協会 平成 18 年 7 月)

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 19 年 3 月)

表 8 石綿製品の解体等に係る主要法規等

作業区分	法 規	内 容
吹付け材の解体等の作業 <sup>1)</sup>	労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則	①健康診断等 ②除去工事の事前届出(労働安全衛生法第 88 条、14 日前まで) <sup>2)</sup> ③作業主任者等の表示
	石綿障害予防規則 (レベル 1)	①石綿含有建材の使用箇所等調査・記録 ②作業計画の作成 ③作業の事前届出(工事開始前まで) <sup>2)</sup> ④関係者以外の立入禁止 ⑤除去以外の労働者の立入禁止(切断等を伴わない囲い込みの場合) ⑥作業場所の隔離(切断等を伴わない囲い込みの場合を除く) ⑦作業主任者の選任 ⑧特別教育の実施 (4.5 時間) ⑨表示・掲示等(事前診断結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止) ⑩呼吸用保護具(電動ファン付呼吸用保護具等)・保護衣着用 ⑪石綿等に係る措置(湿潤化) ⑫運搬時の発散防止 ⑬作業記録(当該作業をやめてから 40 年保存) ⑭石綿健康診断(当該作業をやめてから 40 年保存)
	大気汚染防止法・同施行令・同施行規則	①除去工事の事前届出(14 日前まで) ②作業基準の遵守(HEPA 付排気装置、薬剤使用、隔離等)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則	①作業基準の遵守(養生、薬剤使用、清掃等) ①特別管理産業廃棄物“廃石綿等”としての処理基準(特別管理産業廃棄物管理責任者・マニフェスト・帳簿の作成等)
保温材、断熱材、耐火被覆材の解体等の作業	労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則	①健康診断等 ②作業主任者等の表示
	石綿障害予防規則 (レベル 2)	①石綿含有建材の使用箇所等調査・記録 ②作業計画の作成 ③作業の届出(工事開始前まで) ④関係者以外の立入禁止 ⑤作業場所の隔離(切断等を伴う場合のみ)。 ⑥作業場所の隔離のない場合の労働者以外の立入禁止 ⑦作業主任者の選任 ⑧特別教育の実施 (4.5 時間) ⑨表示・掲示等(事前診断結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止) ⑩呼吸用保護具・保護衣着用(作業による) ⑪石綿等に係る措置(湿潤化) ⑫運搬時の発散防止 ⑬作業記録(当該作業をやめてから 40 年保存) ⑭石綿健康診断(当該作業をやめてから 40 年保存)
	大気汚染防止法・同施行令・同施行規則	①除去工事の事前届出(14 日前まで) ②作業基準の遵守(HEPA 付排気装置、薬剤使用、隔離等)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則	①特別管理産業廃棄物“廃石綿等”としての処理基準(特別管理産業廃棄物管理責任者・マニフェスト・帳簿の作成等)
成形板等の解体等の作業	労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則	①健康診断等 ②作業主任者等の表示
	石綿障害予防規則 (レベル 3)	①石綿含有建材の使用箇所等調査・記録 ②作業計画の作成 ③作業主任者の選任 ④関係者以外の立入禁止 ⑤特別教育の実施 (4.5 時間) ⑥表示・掲示等(事前診断結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止) ⑦呼吸用保護具・作業衣着用 ⑧石綿等に係る措置(湿潤化) ⑨運搬時の発散防止 ⑩作業記録(当該作業をやめてから 40 年保存) ⑪石綿健康診断(当該作業をやめてから 40 年保存)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則	①石綿含有産業廃棄物としての処理基準(安定型処分場・マニフェスト・他の廃棄物との分別)

- 1) 吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときに実施する封じ込め・囲い込みを含む
- 2) 耐火・準耐火建築物に使用されている石綿含有吹付材の除去作業の場合は、安衛法第 88 条により 14 日前まで、それ以外の建築物に使用されている石綿含有吹付材の除去作業及び吹き付けられた石綿等が損傷・劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときに実施する封じ込め・囲い込みの場合は、石綿則第 5 条により工事開始前まで
- 3) 鋼製船舶の解体等の作業にも、石綿則第 3, 4, 8, 9, 14, 27 条が適用される。
- 4) 労働者を臨時に就業させる建築物の天井裏等に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれのある場合は、労働者に呼吸用保護具、作業衣(保護衣)を使用させなければならない(石綿則第 10 条)